

「公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令案（第 34 条の改正部分）」に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

令和 7 年 3 月 28 日
環境省大臣官房環境保健部

1. 概要

「公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令案（第 34 条の改正部分）」について、以下のとおり意見募集を行いました。

- ・ 意見募集期間：令和 7 年 2 月 17 日（月）～令和 7 年 3 月 18 日（火）
- ・ 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）による閲覧、窓口での配布
- ・ 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メールのいずれか

2. 意見募集の結果

（1）意見提出数

5 件うち有効件数 1 件

（2）寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方

別紙のとおり

パブリックコメントで提出された意見及びその対応

| 番号 | 提出された意見の概要 | 意見への対応 |
|----|--|---|
| 1 | <p>第 34 条第 1 号の額が、39 円 40 銭から 39 円 71 銭に増額することについて、理由を教えてください。また、今後も増額することがあるのかどうか見通しを教えてください。</p> | <p>第 34 条第 1 号の額は、昭和 57 年から昭和 61 年までの硫黄酸化物の排出量に係るものとして、汚染負荷量賦課金負担見込額の 6 割分を、算定基礎期間（昭和 57 年から昭和 61 年まで）における硫黄酸化物累積換算量で除して得られる硫黄酸化物 1 立方メートルノーマル当たりの額により計算されます。</p> <p>また、汚染負荷量賦課金負担見込額は、補償給付費納付金所要見込額から納付財源引当金戻入等を差し引いて計算されます。</p> <p>被認定者数の減少等により補償給付費納付金所要見込額は昨年度より減額しましたが、納付財源引当金戻入等も昨年度より減額となった結果、汚染負荷量賦課金負担見込額が昨年度と比較して増額となったものです。</p> <p>なお、過去減額傾向ではありますが、増額した年度もあります。</p> <p>今後の見通しについては、毎年度算定することとしているため、現時点でお答えするのは困難ですが、上記の理由により減額も増額もありえます。</p> |